

藤枝市教育委員会

令和4年3月臨時会議案

令和4年3月18日

藤枝市教育委員会 3 月臨時会議事日程

日 時 令和4年3月18日（金）午後1時30分～

場 所 藤枝市教育委員会 教育長室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

第5号議案	藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部改正について	-P1-
第6号議案	藤枝市学校運営協議会規則の一部改正について	-P4-
第7号議案	藤枝市立小・中学校管理規則の一部改正について	-P7-
第8号議案	藤枝市教育委員会事務局等職員の任免について	-P10-

○その他

閉 会

藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 3 月 1 8 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

令和 4 年 4 月 1 日付け藤枝市教育委員会の組織改編のため、規則を改正したく提案するものです。

藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「学校給食課 管理係」を「学校給食課 管理係、新給食センター整備係」に改める。

第 2 条の表教育部の部学校給食課の項第 6 号中「学校給食調理場」を「学校給食」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和60年藤枝市教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定により藤枝市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育政策課 教育政策係、総務係、学校事務指導係、施設・営繕係、学校教育係</p> <p>学校給食課 管理係</p> <p>生涯学習課 社会教育係、青少年係</p> <p>図書課 図書管理係</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育政策課</p> <p>(略)</p> <p>学校給食課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>学校給食調理場</u>の施設及び設備に関すること。</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定により藤枝市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の部、課及び係を置く。</p> <p>教育部</p> <p>教育政策課 教育政策係、総務係、学校事務指導係、施設・営繕係、学校教育係</p> <p>学校給食課 管理係、新給食センター整備係</p> <p>生涯学習課 社会教育係、青少年係</p> <p>図書課 図書管理係</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育政策課</p> <p>(略)</p> <p>学校給食課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>学校給食</u>の施設及び設備に関すること。</p> <p>(7)～(10) (略)</p>

藤枝市学校運営協議会規則の一部改正について

藤枝市学校運営協議会規則（平成 31 年藤枝市教育委員会規則第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 3 月 1 8 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

令和 4 年 3 月策定の第 2 期藤枝市小中一貫教育推進計画において、コミュニティ・スクールの体制強化を図ることを目的としたコミュニティ・スクールディレクターの複数配置や学校サポーターズクラブコーディネーターを新たに学校運営協議会の委員に委嘱できるよう、定員増を可能とするため、規則を改正したく提案するものです。

藤枝市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

藤枝市学校運営協議会規則（平成 31 年藤枝市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「協議会の委員は 20 名以内とし、次の各号」を「委員は、次に」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

協議会は、委員 20 名以内をもって組織する。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（平成31年藤枝市教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p><u>第8条</u> 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 保護者</p> <p>(2) 地域住民</p> <p>(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) 対象学校の校長</p> <p>(5) 対象学校の教職員</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) 関係行政機関の職員</p> <p>(8) その他教育長が適当と認める者</p> <p><u>2</u> 教育委員会は、対象学校の校長から前項の委嘱又は任命にかかる申出があったときは、当該校長から意見を聴取するものとする。</p> <p><u>3</u> 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱又は任命することができる。</p>	<p>(組織)</p> <p><u>第8条</u> <u>協議会は、委員20名以内をもって組織する。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> <u>委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。</u></p> <p>(1) 保護者</p> <p>(2) 地域住民</p> <p>(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) 対象学校の校長</p> <p>(5) 対象学校の教職員</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) 関係行政機関の職員</p> <p>(8) その他教育長が適当と認める者</p> <p><u>3</u> 教育委員会は、対象学校の校長から前項の委嘱又は任命にかかる申出があったときは、当該校長から意見を聴取するものとする。</p> <p><u>4</u> 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱又は任命することができる。</p>

藤枝市立小・中学校管理規則の一部改正について

藤枝市立小・中学校管理規則（昭和 32 年藤枝市教育委員会規則第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 3 月 1 8 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

令和 3 年度学校経営研究事業の学校事務研究部において、働き方改革の視点で行政手続きを見直す中で、藤枝市立小・中学校処務規程の各様式の精選を検討した結果、様式の一部変更、廃止を行うため、藤枝市立小・中学校管理規則を改正したく提案するものです。

藤枝市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

藤枝市立小・中学校管理規則（昭和 32 年藤枝市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「又は校長の内申」を削る。

第 24 条第 1 項ただし書及び第 2 項を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市立小・中学校管理規則（昭和 32 年藤枝市教育委員会規則第 1 号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(学校医等)</p> <p>第 2 0 条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師会、 歯科医師会及び薬剤師会の推薦又は校長の内申に基づいて委員会 が委嘱する。</p> <p>(職員の出張)</p> <p>第 2 4 条 職員の出張は、校長が命ずる。<u>ただし、引き続き 2 週間以 上にわたる場合は、委員会の指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 校長の出張が、引き続き 2 週間以上にわたる場合又は県外に宿 泊を要する場合には、委員会の指示を受けなければならない。</u></p>	<p>(学校医等)</p> <p>第 2 0 条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師会、 歯科医師会及び薬剤師会の推薦に基づいて委員会が委嘱する。</p> <p>(職員の出張)</p> <p>第 2 4 条 職員の出張は、校長が命ずる。</p>

藤枝市教育委員会事務局等職員の任免について

藤枝市教育委員会事務局等職員の任免を別紙のとおり行うものとする。

令和 4 年 3 月 1 8 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

令和 4 年 4 月 1 日付け藤枝市教育委員会事務局等職員の任免を別紙のとおり行いたく提案するものです。